

岐阜県公報

第二千八百十三号
平成二十九年一月十三日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(教職員課)

二二二

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課)

二一三

指定訪問看護事業者等の廃止の届出

(同)

二一三

指定医療機関の廃止の届出

(同)

二一四

指定医療機関の指定の辞退

(同)

二一四

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同)

二一四

指定介護機関の廃止の届出

(同)

二一六

指定介護機関の所在地の変更の届出

(同)

二一六

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同)

二一七

農林水産大臣の保安林の指定の解除の予定

(治山課)

二一七

教育委員会告示

博物館の登録事項の変更

(社会教育文化課)

二一八

公示

落札者等に関する公示

(情報企画課)

二一九

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課)

二一九

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課)

二一九

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同)

二二〇

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区役員の退任
落札者等に関する公示
あつせん員候補者の氏名、職業等

(西濃農林事務所) 二二〇
(可茂農林事務所) 二二一
(郡上土木事務所) 二二二
(労働委員会事務局) 二二三

教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「単位修得方法」を「表に規定する単位の修得方法」に、「下欄の」を「上欄に定める表に」に改め、同条の表に次のように加える。

法別表第八	付表第七
-------	------

別記付表に次の一表を加える。

付表第七

〔法別表第8
施行規則第18条の2〕

受けようとする免許状	幼稚園教諭2種免許状
有することを必要とする免許状	小学校教諭普通免許状
必要とする在職年数	1
最低修得単位数	3
最低修得単位数に含まなければならない科目	教職に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 保育内容の指導法
	3

受けようとする免許状	小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状
有することを必要とする免許状			
必要とする在職年数	1	2	1
最低修得単位数	10	7	9
最低修得単位数	7	5	5
最低修得単位数に含まなければならない科目	各教科の指導法 道徳の指導法 計	各教科の指導法 道徳の指導法 計	各教科の指導法 道徳の指導法 計
教職に関する科目	2	1	1
教育課程及び指導法に関する科目	1	1	1
道徳の指導法に関する科目	2	1	1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	2	2
計	4	3	2
教科又は教職に関する科目	3	2	3
受けようとする免許状	高等学校教諭1種免許状		
有することを必要とする免許状			
必要とする在職年数	1	2	2
最低修得単位数	11	8	7
最低修得単位数	7	5	5
最低修得単位数に含まなければならない科目	各教科の指導法 道徳の指導法 計	各教科の指導法 道徳の指導法 計	各教科の指導法 道徳の指導法 計
教職に関する科目	2	1	1
教育課程及び指導法に関する科目	1	1	1
道徳の指導法に関する科目	2	1	1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	2	2
計	4	3	2
教科又は教職に関する科目	3	2	3
受けようとする免許状	高等学校教諭1種免許状		

有することを必要とする免許状	中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)		
必要とする在職年数	1	2	2
最低修得単位数	9	6	6
最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	1
		各教科の指導法	1
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2
	計	3	2
	教科又は教職に関する科目	6	4

備考

1 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許状に相当する教科を除く。))について、1教科につき2単位を上限として修得するものとし、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許状ごとに修得するものとする。

2 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道(書写を中心とする。))について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学(地誌を含む。))についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。))及び地学実験(コンピュータ活用を含む。))のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。))及び栽培(実習を含む。))のうち表中の最低修得単位数に含まなければならない科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

附 則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおくま内科クリニック	安八郡安八町東結一五二〇 一	平成二八・一一・ 一
荒 川 医 院	安八郡輪之内町大吉新田五六二 一	同
こやまかわせみクリニック	本巣郡北方町高屋字林浦道北一五六一 一	平成二八・一一・ 一

岐阜県告示第九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
---------------	-----------------------	----------------	-----------------	-------

合同会社 和流	岐阜市三笠町一四	訪問看護ステーション	羽島郡岐南町八剣	平成二八・一〇・三一
---------	----------	------------	----------	------------

岐阜県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
おおくま内科クリニック	安八郡安八町東結一五二〇一	平成二八・一〇・三一

荒川医院 安八郡輪之内町大吉新田五六二 同

心療内科オークヒルズ クリニック 各務原市鷺沼古市場二二一 同

瑠璃光薬局 養老郡養老町船附一三四三 平成二八・一一・三〇

岐阜県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
前田 矯正歯科	各務原市蘇原柿沢町三五二〇	平成二八・一一・三〇

岐阜県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

株式会社ユニバーサルコーポレーション
岐阜県岐阜市則武東二丁目一三番六号

介護予防
居宅療養
管理指導

きらきら薬局
岐阜県高山市七日町二二三二七

同

岐阜県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社アイセイ薬局

東京都千代田区丸の内二二二

居宅療養
管理指導

瑞光薬局

岐阜県養老郡養老町船附一三四三番地

平成二八・一一・三〇

株式会社アイセイ薬局

東京都千代田区丸の内二二二

介護予防
居宅療養
管理指導

瑞光薬局

岐阜県養老郡養老町船附一三四三番地

同

岐阜県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社 ウイズ

岐阜県大垣市静里町八九〇一

訪問看護

訪問看護ステーションアクア

旧 岐阜県大垣市和本町一四七
新 岐阜県大垣市静里町八九〇二

平成二八・一一・一三

本町一四七
ソレイユハイム四〇五号室

株式会社 ウイズ 岐卓大垣市静里町八 九〇一 介護予防 訪問看護 クア

新 岐卓大垣市静里 町八九〇二 岐卓大垣市和合 本町一九四七 ソレイユハイム四 〇五号室 同

岐卓県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

岐卓県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日 指 定
神原 大輔 さかき接骨院 瑞穂市本田二二八三 柵橋第三ビル一階 平成二六・三・一

岐卓県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年一月十三日

岐卓県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市丹生川町久手字ゴウヤ林ノ木平四五一の二から四五一の四まで（以上三筆国有林）、字ひらそ四六三の三・四六三の四・四六四の三から四六四の五まで・四六五の三・四六六の三・四六六の五・四六六の六（以上九筆国有林）、字カギカケ四九九の五から四九九の七まで・四九九の九・四九九の二五（以上五筆国有林）、字サカモリ五〇一の七から五〇一の九まで・五〇一の二六・五〇一の二七・五〇一の二四（以上六筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

高山市莊川町三尾河字兀ノ平四〇九の六（国有林）、莊川町三谷字不動島一一四八の二から一一四八の七まで（以上六筆国有林）、字牛首一三〇五の五（国有林）、清見町上小鳥字池ノ島九二一の四・九二一の二五（以上二筆国有林）

三 保安林として指定された目的

土砂の流出の防止

四 解除の理由

指定理由の消滅

岐卓県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
中津川市川上字タハタ四六七の七、四六七の一〇、四六七の一、四七〇の七
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
美濃市大字片知字城山二七〇四の四・二七〇五の六・二七〇七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
美濃市大字片知字城山二七〇四の四・二七〇五の六・二七〇七の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により次のとおり博物館に係る登録事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）第六条の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

変更事項の種類	変更	事項の内容	変更理由
	年月日		

名称	平成 二〇一〇・八	変更前	岐阜市歴史博物館 岐阜市歴史博物館分館 一記念美術館 岐阜市歴史博物館分室 資料室	加藤栄三・東 柳津歴史民俗 加藤栄三・東	改 称
変更後		岐阜市歴史博物館 岐阜市歴史博物館分館 一記念美術館 岐阜市歴史博物館分室		原三溪記念室	

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県情報セキュリティクラウドの構築及び運用保守業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年9月13日
- 4 落札者を決定した日 平成28年11月8日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市北島二丁目3番23号
NTTビジネスソリューションズ株式会社 東海支店
ITビジネス本部 岐阜営業所長 筒井 泰貴
- 6 落札金額 502,329,600円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課地域情報化係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人縁
- 三 代表者の氏名 上村 文隆
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町島谷六二五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、郡上市内の元気な高齢者等に対して、参加者全員が明るく楽しく元気で過ごせるような軽運動、レクリエーション、講座などの提供や高齢者サロンの運営に関する事業を行い、無理なく楽しく過ごせる機会や場の提供によって、高齢者等が元気であり続け、生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指 月 日 定

みんなのいぶきクリニック
大垣市見取町一八〇一
精神通院
平成二九・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 定
ささゆり薬局 高山店	中津川市高山一九一六二	精神通院	平成二九・一
つば川薬局	関市富之保二〇〇一番地一	同	同

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 定
あるてあ訪問看護ステーション	岐阜市六条南三丁目二番八号	精神通院	平成二九・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 退
有限会社 西野薬局	高山市本町四四一	精神通院	平成二九・一
つば川薬局	関市富之保二〇〇一番地一	同	平成二九・一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 退 月 日 任	役 名	名 住	所
揖斐川以東用水土地改良区	平成二九・四・二九	理事	安田篤夫	安八郡安八町大野 五九八番地
同	同	同	下野博司	大垣市墨俣町上宿 三七七番地
同	同	同	小倉敏裕	同 下宿 一八番地
同	同	同	白木傳二	安八郡安八町北今ヶ淵一四七四番地の二
同	同	同	岡田得美	同 氷取 七六七番地
同	同	同	梅村 巖	同 南今ヶ淵二九番地の一
同	同	同	山田洋臣	同 森部 九八三番地
同	同	同	竹内要吉	同 大森 七一六番地
同	同	同	西松久夫	同 南條 五一七番地の二
同	同	同	澁谷義男	同 善光 一九六番地
同	同	同	堀 正	同 東結二二八九番地の二
同	同	同	渡邊邦夫	大垣市墨俣町墨俣 九七七番地
同	同	同	尾崎満廣	安八郡安八町森部 三一番地

就任した役員

土地改良区名	年 就 月 日 任	役 名	名 住	所
揖斐川以東用水土地改良区	平成二九・四・三〇	理事	安田篤夫	安八郡安八町大野 五九八番地
同	同	同	渡邊邦夫	大垣市墨俣町墨俣 九七七番地

同	下野博司	同	上宿	三七七番地
同	清水喜久雄	同	下宿	一六八番地
同	白木良雄	同	安八郡安八町北今ヶ淵一七二七番地の一	
同	山北英雄	同	氷取	六三番地
同	説田孝志	同	南今ヶ淵	一二番地
同	河村保夫	同	森部	一六六番地
同	安井茂夫	同		一〇五九番地
同	竹内要吉	同	安八郡安八町大森	七一六番地
同	西松久夫	同	南條	五一七番地の一
同	澁谷義男	同	善光	一九六番地
同	堀正	同	東結	二二八九番地の一
同	監事 長崎昭男	同	大垣市墨俣町上宿	三番地一
同	尾崎満廣	同	安八郡安八町森部	三一番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年退月日任	役名	氏名	住 所
中須川土地改良区	平成 六・三・七	理事	堀 知靖	安八郡安八町西結 一五七六番地
同	同	同	古澤善彦	同 八四三番地
同	同	同	岡田宇平	同 六七五番地
同	同	同	安八郡安八町東結	

就任した役員

同	西松領一	同	南條	二九五番地
同	栗原宏行	同	氷取	一一七七番地
同	浅野英雄	同	中	一六〇四番地
同	河合重則	同	北今ヶ淵八三番地の一	
同	榎橋俊彦	同	東結	一一〇五番地
同	堀 知靖	同	安八郡安八町西結	一五七六番地
同	藤井 貢	同		七六六番地
同	小川志須我	同	安八郡安八町東結	七五一番地
同	栗原宏行	同	氷取	一一七七番地
同	辻 益繁	同	大野	九九番地
同	坂 光行	同	中	一一〇三番地の三
同	監事 岩田勝美	同	北今ヶ淵	九一三番地
同	伊藤正博	同	東結	一六七六番地

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年退月日任	役名	氏名	住 所
中須川土地改良区	平成 六・三・七	理事	堀 知靖	安八郡安八町西結 一五七六番地
同	同	同	古澤善彦	同 八四三番地
同	同	同	岡田宇平	同 六七五番地
同	同	同	安八郡安八町東結	

美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
 平成 六・三・九
 理事長 藤 井 浩 人 美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏 名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区	平成 六・三・九	理事長	藤 井 浩 人	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 購入物品の名称及び数量 凍結防止剤（塩化ナトリウム）計1,116,500kg
 - 岐阜県郡上土木事務所において調達するもの 990,000kg
 - 郡上市役所において調達するもの 126,500kg
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成28年 9月23日

- 落札者を決定した日 平成28年11月2日
- 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉井町 5 番地
株式会社ケニックス
取締役社長 林 正啓

6 落札金額 32,557,140円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 岐阜県郡上土木事務所との契約手続に関すること。
 - 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所管理課後
 - 所在地 郡上市八幡町初音1727番地2
- 郡上市との契約手続に関すること。
 - 部局の名称 郡上市役所総務部財務課債財係
 - 所在地 郡上市八幡町島谷228

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成二十九年一月十三日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職	等	委 嘱 年 月 日
秋 保 賢 一	弁護士	岐阜県労働委員会委員	平成二七・一一・二四
平 野 博 史	弁護士	岐阜県労働委員会委員	同
浅 井 直 美	弁護士	岐阜県労働委員会委員	同
三 井 栄	岐阜大学地域科学部教授	岐阜県労働委員会委員	同
大 野 正 博	朝日大学法学部教授	岐阜県労働委員会委員	同
舟 口 憲 雄	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	岐阜県労働委員会委員	同

今村章二	福井康博	河上智子	村瀬尚子	高本芳朗	柳原幸一	安藤正弘	北島あづさ	濱口豊	栗本理花	高田勝之
岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	岐阜県労働委員会事務局長	河上薬品商事株式会社専務取締役 岐阜県労働委員会委員	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	株式会社旭エージェンシー相談役 岐阜県労働委員会委員	株式会社鶴飼代表取締役会長 岐阜県労働委員会委員	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	岐阜一般労働組合副執行委員長 岐阜県労働委員会委員	U Aゼンセン岐阜県支部長 岐阜県労働委員会委員	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員	J A M東海執行委員長 岐阜県労働委員会委員
同	平成二八・四・二二	平成二八・一一・八	平成二八・四・二二	同	同	同	同	同	同	同

平成二十九年一月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社